平成２３年（フ）第２２６７号
札幌市西区山の手７条８丁目６番12号
債務者　株式会社ウィル
代表者代表取締役　小町　明男
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
和歌山県御坊市薗350番地の28御坊商工会館内
債務者　御坊市商業協同組合
代表者代表理事　溝端　繁一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前11時
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２００３号
名古屋市熱田区桜田町14番19号
債務者　株式会社三螢社
代表者代表取締役　三品ゆき子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７号
秋田市東通６丁目９番33号
債務者　有限会社イーストアキタ
代表者代表取締役　宇佐美新吾
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　昶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６３号
岡山県備前市東片上230番地
債務者　特定非営利活動法人片上まちづくり
代表者代表清算人　永井　正人
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３９号
札幌市中央区北１条西４丁目２番２号
債務者　株式会社ＧＭキャリア・エージェント
代表者代表取締役　渡邊　　元
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５３号
愛知県江南市東野町長幡寺36番地
債務者　有限会社ウカイ
代表者代表取締役　鵜飼　英和
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９６号
高知市塩屋崎町２丁目２番１号
債務者　株式会社訪問介護ステーション・ロング・ライフ
代表者代表取締役　野﨑　利治
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８２号
愛知県豊田市鴛鴨町長根128番地２
債務者　株式会社エンドレス
代表者代表取締役　三島　照吾
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７６号
宮崎市船塚１丁目15番地１
債務者　川野　正智
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　行雄
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年10月21日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１９号
広島県呉市焼山泉ヶ丘１丁目６番14号
債務者　高松勢津子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　謙治
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２７５号
宮崎市柳丸町120番地　セ・ラ・ヴィ柳丸507号
債務者　湯田　久代
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８１号
宮崎市吉村町平塚甲1814番地13
債務者　齋藤　　憲
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８６号
宮城県登米市津山町柳津字宮沢16番地１
債務者　千葉　政記
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
大阪府泉佐野市中庄222番地
債務者　勝部　康弘
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係